

# 八重山中学校体育連盟規約

## 第一章 名称および事務局

**第1条** 本連盟は八重山中学校体育連盟(略称八重山中体連)と称した事務局は連盟が会務を運営するのに便利な場所におく。

## 第二章 目的ならび事業

**第2条** 本連盟は八重山の中学生の体位・体力の向上に努め中学校体育の振興を目的とする。

**第3条** 本連盟は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

1. 中学校体育に関する調査研究
2. 体育大会、研究会講習会等の開催
3. 中学校体育に関係ある団体との連絡提携
4. その他連盟の目的達成に必要な事業

## 第三章 組 織

**第4条** 本連盟は八重山の全中学生を会員とする。

## 第四章 役 員

**第5条** 本連盟に次の役員を置く。役員は八重山地区中学校教職員を以って充てる。  
会長(1)副会長(2)監事(2)理事長(1)事務局長(1)会計(1)  
評議員(若干名)理事(若干名)専門部長(若干名)  
上記の他に顧問、参与をおくことができる。

**第6条** 会長は本連盟を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。

**第7条** 理事は理事会を構成する。また理事は各専門部に所属する。  
理事長は理事会を代表して会務を執行し副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時はその職務を代行する。事務局長は会務を推進する。

**第8条** 評議員は評議員会を構成する。

**第9条** 専門部長、専門部員は専門部会を構成する。

各専門部:研究調査部・野球部・ソフトテニス部・陸上競技部・バレーボール部・相撲部  
柔道部・剣道部・ソフトボール部・サッカー部・ハンドボール部・バスケットボール部・卓球部  
部・体操部・水泳部・バドミントン部・空手道部・テニス部

**第10条** 監事は会計を監査する。

**第11条** 顧問、参与は会長の諮問に応ずる。

## 第五章 役員の任期及び選出

第12条 評議員は八重山地区の全中学校長によって構成する。

第13条 会長、副会長は評議員会で選出する。

第14条 理事は各学校より選出された者があたる。その数は、生徒数50人につき1人（50人未満は1人）とする。  
上記の外に会長は理事を委嘱することができる。

第15条 理事長、副理事長、事務局長、会計は理事会で推薦し評議員会の承認を受ける。

第16条 専門部長は専門部会で推薦し理事会で決定する。

第17条 役員の任期は2ヶ年とする。役員は任期満了しても後任者の就任まで職務を行う。

## 第六章 会 議

第18条 本連盟の会議は評議員会、理事会及び専門部会とし会議は全て会長が招集する。

第19条 評議員会は次のことを決議する。

1. 会長、副会長の選出
2. 予算決算の決議
3. 規約の改廃
4. 諸事業計画の審議決定
5. その他連盟の重要事項

第20条 理事会は評議員会の決議に基づき会務を処理する。

第21条 専門部会は当該部のことについて理事会の諮問に応じる。

第22条 評議員会、理事会の会議は構成員の過半数以上の出席をもって成立する。  
会議の議決は過半数で決定し、可否同数の時は会長が決定する。

## 第七章 会 計

第23条 会員は会費を納入する。会費の額は評議員会で決定する。

第24条 本連盟の経費は  
1.会費 2.補助金 3.その他の収入である。

第25条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

## 第八章 附 則

第26条 本規約の変更は評議員会の議決を要する。

第27条 本規約は昭和57年4月23日より施行する。